

## 新会社法における定款の役割と重要性



### これまでの定款

「定款」とは、会社の内容・組織や運営に関するルールなどが書かれた書面のことで、「会社の憲法」とも呼ばれ、会社設立運営には必要不可欠なものです。しかし、旧商法時代には、「定款」が注目されたことは、ほとんどありませんでした。なぜなら、これまでの定款は法律で厳しく規制されており、どの会社の定款も書いてあることは、ほぼ同じだったからです。「会社の憲法」とはいえ、言わば「お飾り」に過ぎませんでした。しかし、「新会社法の定款」は違います。

### 新会社法における定款自治

新会社法の重要なキーワードのひとつに「定款自治」があります。これは、旧商法のように「会社」を画一的な法律で「規制」するのではなく、多くの部分を各会社の自主性、すなわち「自治」に任せようとする考え方です。つまり、「法律で許された範囲内ならば、定款で規定したことの方が、法律の原則よりも優先される。」ということです。これは「定款」の持つ役割の大きな転換を示します。従前は画一的な「お仕着せ」の定款だったものが、新会社法の定款は、個々の会社の実情によってそれぞれに異なる「オーダーメイド」の定款が作れることになったのです。また、会社はその規模や内部事情、今後の成長に応じた自由な定款の設計ができると同時に、これまで以上の「自己責任」を負うことも求められることになったのです。

### 定款記載事項と登記簿記載事項

前述のとおり、「定款自治」によって会社の裁量部分が飛躍的に拡大しましたが、登記簿（登記記録）には記載されない定款事項も多く存在することになりました。

#### < 具体例その1 >

取締役・監査役の任期は原則2年および4年であるところ、定款で定めれば最長10年まで伸長できるようになったことは、既にご存知だと思います。

しかし、この任期の定めは登記簿には記載されません。従って、ある会社の登記簿を見ると取締役の就任日から既に2年を経過していたとしても、単に取締役の改選登記を懈怠している会社なのか、取締役の任期規定が2年超の会社なのかは、定款を見ないと分からないこととなります。

#### < 具体例その2 >

種類株式を発行した場合、登記簿にもその内容は反映されますが、属人的株式を発行した場合は、その内容は登記簿に記載されません。例えば、議決権制限株式を発行している場合、登記簿を見れば発行済株式数のうち何%が議決権制限株式か分かりますが、前回ご紹介した「VIP株・比重株」を発行した場合は、登記簿に記載されませんので、定款を見ないと本当の議決権の割合は分からないこととなります。

### <具体例その3>

新会社法により、「相続人等に対する株式売渡請求権」が新たに創設されました。従前は、株式譲渡制限の規定があっても、相続等包括承継による場合は、株主として望ましくない人への承継を制限することはできませんでした。しかし、「相続人等に対する株式売渡請求権」を定款に定めることにより、ある会社の株主として望ましくない人へ株式の承継がされた場合、会社がその株式を買取ることにより、望ましくない株主の排除が可能になりました。

但し、この新しく創設された「相続人等に対する株式売渡請求権」は登記簿に記載されません。もちろん「株式の譲渡制限に関する規定」は従前どおり登記簿に記載されますが、会社が採用している「本当の」株式拡散防止策は、定款を見ないと分からないこととなります。

#### 「しまっておく」定款から「見られる」定款へ

上述のように、新会社法時代の定款は、旧商法時代の「金庫にしまっておく」定款から、会社を取り巻く様々な利害関係者・ステークホルダーに、「見られる」ことを要求された定款に変化したのです。

つまり、新会社法は、言わば「定款を見れば、その会社の法務レベルが分かる。」という程重要な役割を「定款」に与えたのです。

この新会社法時代の定款の重要性を経営者にしっかり伝え、定款を会社経営・承継問題・危機管理等に役立つよう備えて頂くことは、私達専門家の職責であると言えるでしょう。

### <著者プロフィール>

## 中村 勸 氏

中村総合司法書士事務所 代表

簡裁代理認定司法書士・東京青年司法書士協議会役員・越谷法律相談推進委員会副センター長。

「社会貢献・豊かな人間性・感謝の心」をモットーとし、中小企業支援、IPO支援業務を中心に、ADRにおけるメディテーター、リーガルカウンセラーとしても活躍中。

日本における「VIP株」「比重株」「リバーシブル社債」の名付け親。

主な共著書 『種類株式プラス』徹底活用法(ダイヤモンド社)・「だれも言わなかった!新会社法5つの罠と活用法」(出版文化社)・「銀行員のための新会社法」(銀行研修社)

#### メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP実務研究会事務局では、FP実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。

執筆を希望される方は、税理士FP実務研究会事務局<株>日税ビジネスサービス 総合企画部までご連絡ください。

TEL 03-3340-4488